

平成29年度 第2回今治市行政改革推進審議会 会議録

1 日 時 平成29年8月28日（月）午前10時15分～

2 場 所 市役所11階特別会議室3号

3 議 題

(1) 行政改革ビジョンにおける個別実施計画に基づく進捗状況について

① 市民の利便性の向上（市民課窓口サービス）

② 公の施設等のあり方見直し（廃止施設の利活用）

4 出席者

委 員	妹 尾 会 長			
	井 出 委 員	尾 上 委 員	来 栖 委 員	
	西 部 委 員	野 崎 委 員	日 浅 委 員	
	日 比 野 委 員	御 堂 委 員		

事 務 局	片山企画財政部長	
	(人 事 課) 矢野課長	藤岡係長
	(財 政 課) 越智課長	山本課長補佐
	(市 民 課) 鳥生課長	藤本課長補佐
	(管 財 課) 武田課長	新居田課長補佐
	(企 画 課) 秋山課長	村上課長補佐
		加藤係長
		岡本主査
		越智主事

妹 尾 会 長

お待たせしました。

ただいまから、今治市行政改革推進審議会を開催いたします。本日は、浅井委員、村上委員、寄井委員の3名が欠席でございます。

まず、開会にあたりまして、企画財政部長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

企画財政部長

皆様おはようございます。

本日はお忙しい中、第2回今治市行政改革推進審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、前回の審議会におきまして、事務局から行政改革ビジョンの概要について説明させていただきました。

本日は、「行政改革ビジョンにおける個別実施計画に基づく進捗状況」としまして、市民の利便性向上に向けた「市民課窓口サービスの改善」、公の施設等のあり方見直しにおける「廃止施設の利活用」について、ご審議いただく予定でございます。

特に、「市民課窓口サービスの改善」につきましましては、昨年度に開催されました「行革甲子園 2016」においてグランプリを受賞した取組事例であり、本市における行政改革のより一層の推進を図るべく、本審議会より「早期実現に向けた積極的な検討」についての提言をいただき、市民課において、利便性の向上を目的に、導入効果が最大限発揮されるよう課題の整理・運用方法の検討を進めてまいりました。

本日は、その最終の検討結果をご報告させていただきますが、委員の皆様には、これまでの経験や市民の立場からの視点で、更なるご助言をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

妹 尾 会 長

それでは、早速議事に入りたいと思っておりますが、今治市附属機関等の会議の公開及び傍聴に関する要綱、及び、今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱に基づき、会議と議事録の公開を行うこととしておりますので、あらかじめご承知置きください。

また、本日の議題に関する審議において必要があると認められるため、今治市行政改革推進審議会規則に基づき、関係者として市民課及び管財課の出席を求め、意見を聴くこととしておりますので、ご了承ください。

本日の審議会は、12時までの終了を予定しております。できる限り円滑に進行してまいりたいと思いますので、ご協力の程、よろしく申し上げます。

まずは、事務局から資料の確認をお願いします。

企 画 課 長

それでは、まず事前に送付しておりました資料の確認をさせていただきます。

資料 2 - 1 「公の施設の見直し（廃止施設の利活用）」

資料 2 - 2 「未利用・遊休施設一覧（H29.3.31 現在）」でございます。

また、本日、机上に配布しております資料としまして、本日の「会次第」

資料 1 - 1 「『行革甲子園 2016』のチラシ」

資料 1 - 2 「『行革甲子園 2016』グランプリの北見市方式による窓口業務について」

最後に、資料 3 「公の施設のあり方見直し（廃止施設の利活用）に対するご意見」としまして、本日欠席されています浅井委員、村上委員より、事前にいただいたご意見を取りまとめたものを配布しております。

全ての資料がお揃いでしょうか。

事務局からの資料確認は以上でございます。

妹 尾 会 長

それでは、議事に移ってまいりたいと思います。

まずは議題 1 「行政改革ビジョンにおける個別実施計画に基づく進捗状況」のうち、「①市民の利便性の向上（市民課窓口サービス）」について、事務局から説明をお願いします。

市 民 課 長

それでは、行革甲子園 2016 で、グランプリに選出された北見

市方式による窓口業務を、今治市において導入することについて、その後の経過について説明させていただきます。

経過についての説明の前に、新しい委員もおられますので、まずは、「行革甲子園」とは何か、続いて「北見市方式による窓口業務」がどういうものかを説明いたします。

それでは、資料 1 - 1 をご覧ください。

まずは、昨年 11 月 1 日に松山市で開催されました「行革甲子園 2016」の概要について説明いたします。全国の先進的・独創的な取組事例のアイデアやノウハウを共有し、「自らの取組に活用する・政策立案に役立てる」ことを目的に、平成 24 年度から 2 年ごとに開催されており、通算で 3 回目となる昨年度は、応募の対象を全国の自治体に拡大した初の「全国版」として実施されました。

2 ページ目の右側をご覧ください。書類審査を通過した全国の 8 団体において、創意工夫、費用対効果、他の団体に広がるかどうかの観点とともに、当日のプレゼンテーションの内容を加味した審査が行われ、北海道北見市の「書かなくていいの？～証明書の申請をかんとん・スピーディに～」がグランプリに選出されたものでございます。

続いて、北見市方式による窓口業務について、資料 1 - 2 をご覧ください。

北見市では、住民票などの各種証明書を申請する際、本人、同一世帯、直系親族の場合には、これまでの記載台で申請書を記入してもらおう方法を見直し、窓口職員が受け付けの際に、「どの証明書が必要か」を聞き取りした内容を、申請書に印刷してお渡しすることで、申請者は本人確認書類を提示し、用紙に印字された内容を承認して署名する方法にあらためました。

市民のメリットといたしましては、「記載台を探す必要がない」、「どの用紙に書くか迷わない」、「複数書類も 1 枚で申請できる」、「書く手間や時間も削減できる」というメリットがあります。

職員側にもメリットがありまして、「申請書類の案内や書き方の説明をする必要がなくなった」、「本人確認から一連の窓口応

対に沿って申請していただける」、「印字のため、受付後の確認も効率的である」などがございます。

北見市では、平成 26 年度から「かんたん証明申請」と戸籍住民課で税証明もとれる証明書の「ワンストップサービス」を開始しております。

2 ページをお願いします。

今治市では、平成 20 年 10 月より市民課窓口で手続きが完了する「ワンストップサービス」を実施しております。

手続きの窓口を 3 つのコーナーに分類し、住所変更や戸籍届、印鑑登録の手続き、原付等の手続き、マイナンバー関連の手続き、住民票や戸籍等の証明書、パスポートの手続きなど、これらの手続きがすべて市民課で行うことができます。

このうちのブルーの証明発行コーナーに、この北見市方式の「かんたん証明申請」が加わることで、利用者の利便性の更なる向上が図れるものと期待できることから、本市においても導入し、窓口業務の改善に取り組もうと考えてございます。

3 ページをお願いします。

導入するためにはいくつかの課題がございます。①の、来庁者には、申請書不要の手続きに該当する方と該当しない方がおられますが、該当する方のみをフロアマネージャーがスムーズに発券機へ誘導できるか、②の、戸籍謄抄本申請の時には本籍地、筆頭者を特定していただくことが必要であります。聞き取り方式では隣の席に本籍情報が聞こえてしまうので記入していただく必要があること、それから、③の、システム構築には経費が必要であることなどでございます。

今年の 2 月 1 日に開催されました本審議会で、「『システム構築』に費用を要したとしても、『市民の利便性向上』の観点から非常に費用対効果の高い取り組みである」と、全委員の皆様に賛同をいただき、「早期の実現に向けて、積極的に前向きな検討を行っていただきたい」という提言をいただきました。

その提言を受けて、3 月 7 日に今治市行政改革推進本部会を開催したところ、早期実現性の面から、「平成 30 年度には、実施できるよう予算の計上を行い、取り組んでいく」という方針

が決定されました。

4 ページをお願いします。

実施に向けて、課題 3 点について検討してまいりましたが、まず 1 点目のフロアマネージャーによる来庁者の誘導方法については、いくつものパターンを想定して業務フローを見直し、スムーズな誘導方法を確立いたします。

2 点目の戸籍謄抄本申請時の個人情報の保護については、申請の際、本籍地と筆頭者を示していただくことが必要となりますが、聞き取りの方法では隣の窓口のお客様に、本籍地等の情報が聞こえてしまうおそれがあるために、本籍地、筆頭者を記入していただく必要があります。本籍地、筆頭者を特定できずからでないと申請受付できないことから、今回の「書かなくていいの？方式」では対応が難しいと考えます。

そのため、今回は戸籍謄抄本申請については導入せず、今回導入するメニューといたしましては、住民票、印鑑登録証明書、税関係証明とする予定でございます。

3 点目の申請書作成システムの構築費用については、本庁と支所に導入する経費が、約 168 万円かかるということでございました。この導入経費をもっと低く抑えることができないか検討いたしました。具体的には、当初はマイクロソフト・アクセスを活用する予定でしたが、このソフトを使わず構築すればライセンス料が必要なくなる。バーコードリーダーを使わない。支所への設定はリモートコントロールで行うなどの見直しを行うことで、導入経費を約 77 万円まで削減することができました。

最後に実施時期についてですが、当初予定していた来年度の当初予算計上で実施していく場合、実際に開始できるのは、来年の秋ごろとなるのですが、「良い取り組みなので、もう少し早く出来ないか」とのご意見もございました。先ほどの課題検討の中で、導入経費の縮減が図れたことをご説明いたしましたが、このことによって、平成 29 年度の現計予算で対応が可能であるという見込みとなりましたので、予定よりも早く、今年度を実施してまいりたいと思います。現在、本年 11 月からのサービス

	<p>開始を目標に準備中でございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
妹尾会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局からの説明について、委員の皆様から何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
尾上委員	<p>大変スムーズで良い取組だと思います。</p> <p>もし私が住民票を取りたいと思ったら、市の窓口で申請書に必要な事項を印字してくれるので、こちらが署名すれば良いということになるのですか。</p>
市民課長	<p>ご本人が自分の証明書の交付を希望する場合には、まず運転免許証等で本人確認をさせていただき、それを基に住民票コードから住所・氏名・生年月日を申請書に入力し、その後、聞き取りにより住民票、印鑑証明書又は課税証明書などのどれが必要かというチェックを入れ、仮印刷を行います。それを本人に確認して、署名をいただければ申請書が完成するという流れです。</p>
尾上委員	<p>高齢者は書く手間が大変だったり、どこの記載台で書くのかわからなかったりするので、大変良いことだと思います。</p> <p>本庁と11の支所で導入するとのことですが、今、住民票や印鑑証明書は旧市内の公民館と菊間の亀岡学習センターでも取得することができます。亀岡学習センターは公の施設の見直しにより菊間公民館改修後には廃止となり、住民票を取れるところがなくなってしまいます。旧郡部で、支所以外に住民票が取れるところは他にありますか。</p>
市民課長	<p>菊間以外の地区では支所でのみ住民票や印鑑証明を取ることができます。旧今治市内では公民館でも可能です。</p> <p>亀岡学習センターでは今のところ住民票等を取ることができますが、菊間公民館の改修が終われば施設廃止となります。</p>

尾上委員	<p>菊間にはJRの駅が二つあり、亀岡学習センターで手続きができなくなると不便になる人もいないかと思えます。</p> <p>かんたん証明申請の導入自体は、大変良いことです。</p>
日浅委員	<p>昨年度、行革甲子園の視察研修に行きましたが、そのグランプリ事例を1年後に今治でも実施できるところまで進めたというのは、担当課の方はとても大変だったのではないかと思います。</p> <p>このシステムを導入するにあたって市民への告知をどのようにされるのでしょうか。また、こういう他市の良い事例を取り入れて、市民のために取り組んでいることも含めてPRしたら良いと思うのですが、いかがですか。</p>
市民課長	<p>広報今治11月号に、「かんたん証明申請」がスタートするという旨の記事を掲載して周知する予定です。また、市役所ロビーにおいては、「本人や同世帯家族の申請であれば申請書は書かずに直接発券機の方に進んでください」と案内をする予定です。</p>
企画課長	<p>冒頭に紹介した行革甲子園は愛媛県の取組ですが、さまざまな自治体に好事例を波及させるのも一つの大きなテーマになっています。今治市は、県下で初めてこの事例を導入する自治体になろうかと思えます。県としても行革甲子園の開催意義を積極的にPRしたいということで、本日の審議会での報告を待って、プレスリリースしていきたいとのことです。また今後の行革甲子園の開催にあたっては、県下の導入実績としてあわせて紹介したいとも聞いています。</p> <p>私どももそういう機会を捉えてPRしていきたいと考えています。</p>
野崎委員	<p>私も告知のことが気になっています。広報での告知はもちろんです。私は民生児童委員もしている関係上、民生児童委員の定例会などに説明に来ていただきたいと思えます。主に申請</p>

	<p>等で困っているのは高齢者なので、高齢者に直接説明できるような、一方通行ではなく民生委員が対面で直接お話ができるような、そういう形も考えていただければありがたいです。</p>
市 民 課 長	<p>ご提言ありがとうございます。そういう機会があれば、ぜひ取り組んでまいります。</p>
御 堂 委 員	<p>告知のことで、各支所では建物の都合により本庁とは申請などの流れが違うこともあると思いますが、それぞれの支所ごとの案内はどのように考えていますか。</p>
市 民 課 長	<p>基本的には広報による告知で市全体に周知できると考えています。また、各支所の住民サービス課窓口には本庁と同様に案内の看板等を設置しようと考えています。</p>
御 堂 委 員	<p>やはり支所は本庁とは異なる部分があると思うので、広報の支所版で「この支所はこのようになります、こういう流れになります」という案内がいるのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>
市 民 課 長	<p>支所によって案内を変える必要がある場合には、その支所の状況に合った案内を広報の支所版に掲載したいと思います。</p>
来 栖 委 員	<p>このシステムが導入されるのは市役所と支所の話で、日高公民館などでは実施されないのですよね。</p>
市 民 課 長	<p>旧市内の公民館では、住民票などの取得ができますが、公民館の場合は、従来どおり申請書を書いていただく運用になります。</p>
井 出 委 員	<p>昨年、行革甲子園に行かせていただき、帰りのバスの中でも委員さん方と意見を発表しあったりアンケートを記入したりしました。それを踏まえて市民課でいろいろと調査研究された結</p>

	<p>果、実施に至るということは、市民にも職員にもメリットや効果があり、ありがたいことです。また平成30年度から実施の予定が平成29年11月からに早まったという説明を聞いても、熱の入った取組であることがわかり、委員の意見がこのように反映されたことをうれしく思いますし、成果が出たことをありがたく思います。</p>
妹尾会長	<p>まさにその通りです。やった甲斐があったといえます。</p>
西部委員	<p>私も、とても良いシステムになるのではないかと思います。課題1の解決に「フロアマネージャーによる来庁者のスムーズな誘導方法を確立する」とあります。私も証明書を取りに行くことは時々しかありませんが、やはり戸惑うこともあり、また地域の方が手続きに戸惑っているのも見かけます。ぜひみんながスムーズに手続きできる、フロアマネージャーの対応や誘導をお願いします。</p>
市民課長	<p>まずは、本人または同一世帯員の証明書等が必要なのかを聞き取りし、さらに本人確認できる運転免許証などを持っていれば記載台ではなく発券機に誘導する、といったフローを考えています。</p> <p>お年寄りや、字が書きづらい方をスムーズに誘導でき、かなり有効な手段だと考えています。</p>
妹尾会長	<p>そういう誘導のトレーニングもした上で配置していただければと思います。</p> <p>他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして、議題1のうち、「②公の施設等のあり方見直し(廃止施設の利活用)」に移ってまいりたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
企画課長	<p>資料2-1「公の施設の見直し(廃止施設の利活用)」をご覧ください。</p>

まずは、「1. 公の施設等評価及びあり方方針」でございます。
本市では、広域合併により県下で最も多い 810 の施設を保有する状況にあり、類似機能を有する施設が近隣地域にあること、当初の設置目的等に基づいた利用がされていないこと、また、老朽化等による多額の改修コストが懸念されるなどの多くの課題を抱え、施設の維持管理経費が市の財政を圧迫している厳しい現状にありました。

そこで、将来を担う世代に大きな負担を先送りすることなく、市民の皆様にも、より質の高いサービスを提供するため、施設の集約化や複合化による総量削減を図ることに加え、施設の役割や配置状況などの必要性について総合的に判断を行い、本審議会による外部評価の結果等を踏まえ、平成 26 年 3 月に「公の施設等評価及びあり方方針」を策定いたしました。

続いて、「2. 評価結果」でございます。

まずは図 1 の円グラフをご覧ください。

公の施設のうち、法令等により設置に関する指針が定められている都市公園や市営住宅等を除く 443 施設を対象に評価した結果、約 26% に相当する 111 施設について、公の施設として公共が保有すべき施設ではなく、統廃合や民間譲渡を検討すべきという「E」評価と判定いたしました。

図 2 の円グラフと右側の表には、「E」評価 111 施設の内訳をお示ししております。公民館・住民センターなどの「文教施設」が 37 施設と一番多く、次いで保健センター、老人福祉センターなどの「医療・社会福祉施設」が 34 施設となっております。

この 111 施設につきましては、支所を含め全庁一丸となって利用者や地域住民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明・協議をさせていただき、平成 27 年度末までに条例廃止・用途廃止等の手続きを完了しております。

なお、「E」評価以外の「C」79 施設と「D」243 施設をあわせた 322 施設につきましては、平成 28 年度からを第 2 ステージと位置付け、利用者や地域住民と共働り、市民参画により今後の施設のあり方を検討し、施設機能を最大限に活用した“共感できる”管理運営計画を策定した上で、利用者等と一体になっ

て施設運営の改善に取り組むこととしております。

続いて、「3. E評価施設の条例・用途廃止後の利活用状況」でございます。

「E」評価施設につきましては、条例・用途廃止後の利活用の推進についても大きなテーマと位置付け、「行政財産」から「普通財産」への分類替えが完了した施設を身近な地域コミュニティ活動等の拠点として使用していただけるよう、行政も一緒になって利活用策を議論してまいりました。

ここで、「行政財産」と「普通財産」という行政用語につきましては、この後、資料上、何度も登場してまいりますので、まずは次のページの右下の図をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

「行政財産」は市の行政目的に供するために保有している財産であり、市が直接使用したり、市民が共同利用する財産である一方、「普通財産」は行政財産以外の財産で、設置目的による位置づけが解き放たれ、貸付・売払い等の処分が可能な財産ということになります。

それでは、貸付・売払い等の処分が可能である「普通財産」に分類替されたE評価施設の利活用状況につきましては、再び前ページにお戻りいただければと思います。

平成 29 年 6 月末時点の利活用状況を図でお示しておりますが、111 施設のうち、「利活用あり」が 67 施設、「利活用に向けて協議中」が 2 施設、「利活用なし（未利用・遊休施設）」が 40 施設、「その他」が 2 施設となっております。

「利活用あり」67 施設の内訳としましては、民間譲渡が 4 施設、民間貸付が 42 施設、市利用が 21 施設となっております。なお、市利用とは、公の施設としての位置付けを廃止し、行政目的がなくなったものの、例えば市が倉庫として利用している事例等が該当いたします。

先ほども申し上げましたとおり、条例・用途廃止後の利活用の推進を大きなテーマと位置付ける中、1 年半近くが経過した現在も「利活用なし」の未利用・遊休状態となっている 40 施設も貴重な市有財産であることから、積極的な資産活用に向け、

どのように有効活用を図っていくかということをお今回のテーマとし、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

この 40 施設の現状と課題をまとめたものが、次のページ、「4. 未利用・遊休施設の現状と課題」でございます。

これら未利用施設の中には、資産性や活用性が高い施設も含まれており、地域資源として有効活用することで、コミュニティの機能強化や地域活性化等につながることを期待できます。

一方で、将来的に市の利用計画が無く、市が保有する必要性の無いと判断される施設につきましては、市の財源確保・維持管理経費の削減を図るため、積極的に民間への売却等を進める必要があります。

中央の四角の枠内には、平成 28 年 2 月に策定しました「今治市行政改革ビジョン」の中に示している該当箇所を抜粋し、掲載したのですが、財政運営の改革としまして、遊休市有地の貸付や売却などにより公的資産の流動化を図る方針を掲げております。

それでは、市として財産の有効活用を図る上で、何が課題となっているのか、「普通財産の管理の現状」を説明させていただきます。

中央の【E 評価施設】の図は、公の施設の見直しにより用途廃止された普通財産の施設の売却・貸付等の処分フローをお示ししたものです。

用途廃止された場合、まずは、コミュニティの機能強化や地域活性化の目的に活用していただけないか、従来の利用者と協議を行います。

その結果、従来の利用者から利用希望がある場合は、利用者に対する売却・貸付の手続きを進め、利用希望が無い場合は、その他個人や企業等に対する売却・貸付を検討します。

個人や企業等から「購入の申出が想定される・実際に購入（貸付）の申出がある」施設につきましては、売却・貸付の手続きを進め、「購入の申出が想定されない」施設については、「各課で利活用なしのまま個別に管理」とあるように、行政目的を有しない、単に市の資産として施設を保有し、「遊休化」させてい

る現況となっております。

今治市では、市有財産の有効活用に関する事務を扱う部署として、企画財政部に管財課を設置し、用途廃止された普通財産は、原則としてこの管財課に所属させることとしております。

しかし、今回の公の施設の見直しにおいて用途廃止された施設につきましては、管財課は貸付・売却に向けたアドバイスを行い、施設の所管・管理は従前の施設所管課が行うこととしていたため「資産の一元管理」ができておらず、全庁的な資産として有効に生かされていないケースが見られるなど資産を遊休化させており、今後の取り組むべき課題であると認識しております。

左側の【用途廃止（標準）】には、公の施設の見直し以外で、行政目的の終了による用途廃止された普通財産の施設のフローをお示ししておりますが、購入の申出等が想定されない場合は、「E」評価施設と同様、単に市の資産として各課が保有し、遊休化させている状況となっております。

続きまして、資料 2-2「未利用・遊休施設一覧（H29.3.31 現在）」をご覧ください。

この一覧表は、「E」評価のうち、現在「利活用なし」の未利用・遊休状態となっている 40 施設について、グループ別に、面積、建築年数などの施設の基本情報、改修状況、コスト面、施設の特性を整理したものです。

所在地別でみると、陸地部が 16 施設、島嶼部が 24 施設となっておりますが、例えば、単独施設では「21 保健センター」にある吉海保健センターは比較的建築年が新しく、資産性や活用性が高いと想定されますが、一方で、一番右の欄になりますが、行政目的がなくなった現時点においても指定避難所としての位置付けを有している状況となっております。

続いて、財政負担の状況につきましては、「コスト面」の欄をご覧ください。

右の「歳出」欄は、平成 28 年度、市が各施設の光熱水費や設備保守点検などの維持管理経費として支出した額となります。例えば、未利用施設においても、避難所に指定されている場合

は、機能を維持するため、保全管理上の最低限度の費用を負担するなど、総計で年間約 900 万円の維持管理経費を費やしている状況となっております。

しかし、指定避難所としての位置付けを有している以上、必要な支出であります。現在、避難所指定されている公共施設についての見直しが行われており、行政として責任をもって精査した上で、有効活用策を検討すべきであると考えております。

次に、左の「借地」欄に黒丸が付いているのは、土地を今治市が所有せず、借地として借地料を支出しながら保有している施設で、計 6 施設あるうち 2 施設が無償で借り受け、残る 4 施設は年間 94 万円（平成 28 年度実績）の借地料を支出している状況となっております。

先ほどの維持管理経費と借地料の合計で、年間約 1,000 万円を市が負担している現況となっております。

しかし、今後、施設が売却・貸付等により有効活用できたと想定した場合には、年間約 1,000 万円の維持管理経費を削減できるだけでなく、市が売却・貸付料といった財産収入を得ることが可能となります。

中央の「仮の固定資産税評価額」の欄をご覧ください。

この「仮の固定資産税評価額」とは、施設の土地に固定資産税が課税されると仮定した場合の評価額を算出したものであり、土地売買の際の参考価格となるものです。施設の中には、借地のほか、売却が想定されない夜間照明などの施設もありますので、それらを除いた 27 施設の評価額としましては、合計で約 5 億 9 千万円となっております。市場取引は、評価額の 7 割が目安とも言われますので、仮に全て売却できた場合の総収入は、計算上、5 億 9 千万円の 70%、約 4 億 1 千万円となる見込みです。

以上のように、「未利用・遊休施設」の積極的な民間等への売却、貸付を進め有効に活用することは、地域コミュニティの機能強化や再生、地域活性化だけではなく、市の新たな財源確保、維持管理経費の節減の観点からも重要であることがおわかりいただけたかと思えます。

公の施設の見直しの目的は、「将来を担う世代に大きな負担を先送りすることなく、市民の皆様にも、より質の高いサービスを提供する」ために取り組むべきものであり、「E」評価施設については、施設の条例・用途廃止の手続だけではなく、市の資産として有効活用されることにより、その効果が最大限発揮されるものです。

今後は、引き続き各施設の置かれている現状と利活用・処分における課題を把握するとともに、現在のような施設所管課で管理するのではなく、その情報を集積し、共有するなど、市の資産として情報の一元化に努め、積極的に有効活用を図っていく方策等につきまして、皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

妹尾会長

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明について、委員の皆様から何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

本日欠席の浅井委員と村上委員からもご意見をいただいておりますので、後程ご紹介します。

尾上委員

条例・用途廃止されたE評価施設の利活用状況では、「利活用あり」が67施設となっており、民間譲渡、民間貸付、市利用されているとあります。市利用は市の倉庫等に使うとの説明でしたが、民間貸付は具体的にどのように利活用されているのですか。

企画課長

地域団体にコミュニティ施設として活用していただいているケースがほとんどで、貸付契約という形をとっています。

また、井出委員さんも、玉川地域の旧玉川保健センターを「玉川サイコプラザ」として活用されております。

尾上委員

私は亀岡学習センターに直接関わっていませんが、周囲から見ても公民館活動が熱心な地域であり、早速協議会を立ち上げて施設の利活用を準備しているようです。お年寄りが増えて過

	<p>疎化、高齢化が進むと、地域のコミュニティ活動は大切ですし、その拠点となる施設は大事です。また、この施設は避難所にもなっています。</p> <p>地域住民が団体を立ち上げて施設を利活用する場合には、何年間かは光熱水費や維持費を補助してもらえるのですか。</p>
企 画 課 長	<p>地域コミュニティで活用される場合には、平成 31 年度までは施設を管理する上で必要な経費を行政側が負担するという形で支援しています。</p> <p>ただし、未活用であっても指定避難所の場合は、いざというときに避難所として利用できるよう、費用を負担して環境を整えております。</p>
野 崎 委 員	<p>資料 2-2 を見て、使われていない公園に借地料が支払われているということに驚きました。今現在は担当課がそれぞれ管理しているのですか。</p>
企 画 課 長	<p>ご指摘のとおり、担当課が関連施設と合わせて管理を行っています。ただ、公園は廃止してもいわば広場ですので、利用できない状況にはなっていません。最小限の管理コストを支出し基本的には現状でも活用できる状態です。</p> <p>しかし、先ほどご説明したとおり、平成 31 年度末を支援の期限としていますので、それ以降については、借地公園の場合土地を返すということで、現在協議のプロセスにあります。</p>
野 崎 委 員	<p>現在これだけの施設の廃止が決まって、売却や譲渡に向けて動かなくてはいけない状況ですが、たとえば担当課が集まって優先順位をつけているとか、活動状況について説明していただけますか。</p>
企 画 課 長	<p>まさにその点について皆様に意見をいただきたいところです。現状では、利活用については正直待ちの姿勢です。</p> <p>このように廃止したことで、報道にはセンセーショナルな取</p>

り上げ方をされたりもしましたが、やはり地域の方々の協力があってできたことです。

そういった中で、たとえば民間の会社が購入や借受により建物を活用したいという意向などがあれば、地域にとってはプラスになるものもあると思います。

購入や貸付の申し出があるケースもありますが、優先順位や財産価値を踏まえたセールスといった面での取組は不十分だと思っています。

妹尾会長

その他の意見がまとまるまでの間に、欠席の浅井委員、村上委員のご意見を紹介します。

浅井委員は、基本的な考え方として、「将来的に市の利活用計画が無く、市が保有する必要性のない施設については、積極的な民間等への売却を進める必要があると思う」ということで、そのために対応すべきこととしては、「従来の施設所管課ではなく、別途組織を立ち上げて対応すべきではないか」というご意見です。

村上委員は、「既に行政財産から普通財産への切り替え手続きが完了しているのであれば、市として早急に財産の有効活用を図るべきではないか」というご意見ことです。

また、浅井委員のご意見の中には、「指定避難所として9か所の施設が該当しているので、これについての代替施設の確認、周知をお願いしたい」ともあります。

他に委員の皆様よりご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いします。

日浅委員

E評価11施設のうち40施設が未利用、遊休施設ですが、これまで利活用の働きかけを行う中で、活用性の高い施設が含まれているにも関わらず、なかなか利活用ができていない要因としてはどのようなことが挙げられますか。

この40施設のうち、60%くらいが島しょ部の施設なので、例えば高齢化や人口減少が要因であれば、思い切って売却等を進めなければいけないのではないかと思います。

企 画 課 長

日浅委員ご指摘のとおり、高齢化や人口減少の部分が大きな要因であると考えられます。まずは地域の皆様にコミュニティ活動の拠点として利活用していただくことを前提に働きかけをしてきましたが、地域活動をしていくにはエネルギー、マンパワーが必要で、そういうものを形成するのはなかなかハードルが高いというのも事実です。

また、人口減少により利用者が減っていくのに対し、施設規模が大きく管理コストがかかりすぎるという問題もあります。市が平成31年度までは維持管理経費を支援いたしますが、それ以降どう管理運営していくかという点で非常にリスクがあります。

そういった状況が利活用の進まなかった一番大きな要因であったと思います。

資産価値の面でも活用の余地がある施設というのは比較的新しい施設ですが、近隣に手ごろな集会所などがあって地域の方がそちらを利用している場合には、活用できる施設であっても利活用に至らない状況であると思います。

また、施設の老朽化の問題もあります。避難所に指定されているのに老朽化している施設については、そのあたりの見直しも早急に行い、資産の活用としての売却等も検討していかなければならない時期だと考えております。

尾 上 委 員

平成31年度末までは市による維持管理経費の支援があるとのことですが、それ以降は各利用団体が管理経費を支出することになります。そうすると、お金が払えず遊休施設になる可能性もありますが、その点はどのように考えていますか。

企 画 課 長

ご指摘のとおり懸念はあります。しかし私どもとしては、まずは団体としてまとまって地域の活動の場として活用していただける場合は平成31年度まで市が支援をさせていただく約束でお話をしております。しかしながらそれ以降については、一緒に相談し、知恵を出させていただくという約束です。市と

	<p>して「これで終わり」ということでなく、様々なことを早めに相談していただければと思います。</p>
尾上委員	<p>しっかり支援してあげれば、利用団体も喜ぶと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
日比野委員	<p>個別の施設のことですが、美須賀集会所というのは3階建てで、1階が消防の詰所になっているはずですが。2階と3階の集会所のみがE評価ということになるのですか。それとも1階も含めてE評価なのでしょうか。</p>
企画課長	<p>3階建ての建物のうち、2階3階部分の美須賀集会所がE評価となりました。</p> <p>公の施設の見直しにあたり、条例等で市民の皆様への利用、貸出しを義務付けられている施設の中でも、非常に老朽化が激しく一般に開放して利用していただくのは好ましくなく、また近隣に美須賀コミュニティプラザもできたということから、美須賀集会所についてはE評価で廃止ということになりました。</p> <p>しかし1階の消防の詰所については現在順次改修や整備を行っている中で、当面は今のままとなっています。</p>
日比野委員	<p>もう1つ、小西地域住民センターは昭和9年建築とありますが、旧小西小学校の講堂のことですか。</p>
企画課長	<p>資料2-2にありますように、講堂として利用されていたと聞いています。ただ老朽化が激しく、貸出しもできず、使用禁止になっています。資産、財産という観点からも見直しが必要ということについてご理解いただきたいと思います。</p>
御堂委員	<p>防災の面からお聞きしたい。公の施設として廃止された夜間照明施設が吉海と宮窪にあります。耐用年数を倍ほど過ぎています。構造的にまだ耐えうる施設なのか、それとも早急に壊さないと危険な施設なのでしょうか。</p>

夜間照明だけではなく、体育施設などの公共施設でも老朽化した施設があるために災害時に危険性があるとか、また避難所に指定されているが災害で壊れて二次災害を引き起こすおそれがあるとか、一度は検討されていると思いますが、利活用以外の防災の観点から見ても良いのではないかと思います。

企 画 課 長

国からもそういった問題点を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定を求められています。この計画は管財課が所管していますが、基本的にはこの計画に基づき老朽化した施設の取り壊しなどを行い、除却の際に起債の借入もできるという制度になっています。しかし当然ながら廃止した施設を一度に全部取り壊すとなると財政的に大きな負担となるため、ご指摘のとおり危険度などを踏まえつつ、順次、計画に基づいて除却していく必要があるというのが、公共施設等総合管理計画に基づく管理を実行する上での大きなポイントです。

夜間照明については申し出があれば各学校長の判断により利用していただける環境にありますが、施設によっては利用されていない場合もありますので、今日いただいた意見は担当課に情報提供し、また安全性についても今一度確認するよう伝えます。

妹 尾 会 長

企画課長からの説明の中に保全管理上の観点からという言葉もありましたので、委員ご指摘の点も十分視野に入っていると思います。

本日いただいた意見が、次の審議会に向けて事務局で策定する公有財産利活用方針の前提になりますが、他にご意見はありませんか。

井 出 委 員

先ほどより、積極的に売却や貸付を行うべきということ、また施設の点検や確認を行うべきということ、市が管理しているずっとそのままになるのではないかという懸念など、各種の課題の解決方法が問われているわけですが、では住民としてどのように手を差し伸べればいいのか、市との接点をどうすれば

いいのかというのが問題です。市の管理運営計画や地域との話し合いといったことになると、何か動きがないと解決策になりません。

廃止施設の利活用について委員として意見を求められるならば、売れるものは早く売るとしてもその前に点検、確認などが必要ではないかと思います。そのあたりの手立てや方法と申しますか、住民と行政が連携して一歩踏み出す方法について、どのように考えていますか。

企 画 課 長

まさにその点が問題だと認識しております。公の施設の見直しの際には、地域住民の皆様にご苦渋の選択をしていただいた部分があると思っています。

今回の廃止施設とは別の話にはなりますが、E評価以外の施設に関しても当然引き続き見直しを行っていかなくてはなりません。第一段の見直しの中では、「十分な説明のプロセスがなかった」、「しっかりとした意見交換の場がなかった」というご意見、ご批判が多数あったことも事実でございます。

今回の私の説明の中でも触れさせていただきましたが、地域住民・利用者等から「共感できる管理運営計画」を作る話し合いの中で、既に廃止した施設についてもあわせてご意見をいただくべきだろうと思っています。

本日のご意見を踏まえ、尾上委員さんもおっしゃったように平成 32 年度以降どういった協力ができるのかという問題も含め、管理運営計画策定の話し合いの場を活用していければと考えております。

妹 尾 会 長

そもそも地方自治法上の公の施設というのは、住民福祉のために自治体が設置するものです。したがって、もともとは住民からの需要に基づき設置されたものであり、設置された後の管理運営についても、施設利用者である住民の積極的な関与が想定されていたものはずです。それにも関わらずそうなっていないということ、虚心坦懐に受け止めていかざるを得ません。県内最大の合併をした今治市にとって、その問題の解決が喫緊

の課題になっているという実情を踏まえた上で、先ほど井出委員がおっしゃったように、市と住民の積極的、有機的な関わり方をどう考えるのかが重要になってくるのだろうと思います。

市の造ったものだからいつまでも市が面倒をみてくれるというのでは全く立ち行かないという事態に直面しています。そういう観点から公の施設の実に8分の1を廃止する方針を出したという経緯があります。未だにそれらの施設が必要であるというなら廃止後も利活用されているはずですが、そうっていないということから逆に考えることもできます。

当初、企画課長が「公の施設の呪縛から解放する」という言い方を繰り返された際に、施設それ自体を潰してしまうのかという意見がこの審議会でも出されましたが、必ずしもそうではなく、行政財産から普通財産に分類替えするということを、審議会委員だけでなく市民の皆様にも広く周知できるようなアナウンスの仕方も、あわせて考えていくべきだろうと思います。

他にご意見はありませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局は、本日、各委員から出された意見等を踏まえ、第3回審議会に向けて、公有財産の利活用方針（案）の作成をお願いします。

最後に、本日の議題以外に、その他として何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

委 員 《発言なし。》

妹 尾 会 長 それでは、これもちまして審議会を終了いたします。
長時間ご協力ありがとうございました。